

## 『信長記』から『太閤記』へ

——甫庵「今世」意識を中心に——

長谷川 泰 志

### はじめに

『信長記』執筆目的が、「儒教理念の宣揚」にあったことは、早くに小林健三氏に指摘せられている。<sup>1</sup> その目的の  
為には、甫庵は、史実を曲げることも、偽文書を捏造することも厭わず、徹底して信長を儒教理念を具現する英雄に  
造り上げていったのである。しかし、その作業の主眼は、信長自体を賞賛することにあつたのではない。最後には、  
信長の死は「天命に應ぜざる事有る則必ず治世久しからず」（卷十五之下「信長公早世の評」）と断ぜられるのである。

この方法は基本的にはそのまま『太閤記』に継承される。「善を善とし悪を悪とし記レ之」（「凡例」）と、批評的立  
場を一層強くし、文中新たに「評曰」の形で持論を鮮明にした。その基準は勿論儒教思想である。

しかしながら、両書ともに同じ目的、同じ方法によりながら、必ずしもその論調は等しいとは言えない。結論から  
言えば、両書を分つものは「今世」への視点ではなかつたか。甫庵は『信長記』中、ほとんど「今世」に触れない。

一方『太閤記』では「今世」の語が頻出する。つまり、『太閤記』では天正、文祿の過去の戦乱を描きながらも、執筆当時の現在にしばしば立ち帰らざるを得なくなってきたのである。それはなぜか。甫庵は「今世」をどのように語るのか。そして、『信長記』から『太閤記』への変化は何に起因するのか。その問いが『太閤記』の特徴を浮き彫りにするのではないか。そのためには、でき得る限り、甫庵の経歴と両書の成立過程を重ね合わせて論じていくことが必要であろう。

## 一 甫庵生没年

まず、甫庵生没年の確認から行ないたい。甫庵生年については史料を欠く。没年から逆算するより他ない。その没年には二説がある。寛永七（一六三〇）年没七十七歳説<sup>2</sup>と、寛永十七（一六四〇）年没七十七歳説<sup>3</sup>である。しかし、両説ともに拠る所が明らかにされないまま現在に至っているため、通説として処理されているように思う。生没年は、『信長記』『太閤記』成立時期を確定していく過程で重要な前提となってくるため、いずれかはつきりさせておきたいと思う。

結論から言えば、寛永十七（一六四〇）年没七十七歳説に確定してよからう。根拠の第一に、「小瀬甫庵并坂井就安由緒書」<sup>4</sup>中、「甫庵義寛永拾七年病死仕候」の記載が挙げられる。同由緒書は、加賀藩医師にして甫庵から数えて四代目の子孫、坂井泰順の元禄元年の病死に際して坂井家から提出されたものである。泰順は白石と親交のあった順元（復庵）の父にあたり、『白石紳書』<sup>5</sup>の甫庵の記事は、この順元からの聞書によったものである。甫庵末裔の言として小瀬家の家伝を伝えたものである。

第二に『太閤記』巻二十、二十一所収の「八物語」跋文中、甫庵自らが語る年記である。「五十の秋の比」出雲を出て播州二見の浦に至り、「三とせ余りの春秋」が過ぎたとある。そして、この跋文を記したのが「元和二年三月上旬」であるという。とすると、元和二（一六一六）年には五十三歳、寛永十七（一六四〇）年に没した時には七十七歳ということになる。

次に寛永七年没七十七歳説に対する反証を挙げる。第一には、『太閤記』巻一「或問」中の次の記事である。

又問、寛永之御恩沢は如何。対曰、同舌同日に語るべからず。如レ比こそ下万民のうるほひとは成なれ。寔に夥しき金銀を出したまひつゝ、或洛中江戸之町人等に施し、或伏見大津大坂泉の堺の地子をゆるし給ひしかば、四民無告之人、其日をすぎかね、明日のいとなみを苦しむも此御施しにあふて、（以下略）

この「寛永之御恩沢」とは、いつのことであったか。『大猷院殿御実紀』寛永十一年七月二十三日の条には、

「京洛町年寄毎町より二人づゝ、本丸二丸間の白洲によびよせ、御上洛の御祝として銀十二万枚下さるゝむね、（以下略）

と、多量の銀が京中に施されたことを記す。また、江戸においても、京洛に引き続いて銀の施しがあったのは、

江戸府内の町人を、大手の広庭にめしあつめ、土井大炊頭利勝仰をつたへ、大目付、町奉行伺公して銀五千貫目下さる。（同書寛永十一年九月一日の条）

とある如く、同年九月一日のことであった。一方、地子銭免除についても、「大坂、堺、奈良の地子銭をゆるさる」（同閏七月二十六日条）とあり、例えばこの時免除になった堺の地子銀高は合計約四十三貫目であった（『堺手鑑』）。かくの如く、「寛永之御恩沢」とは、家光上洛の儀に際して寛永十一年七月から九月にかけて実施された恩典を指す。従って、この「或問」執筆はそれ以降でなければならない。

第二には、甫庵著『永禄以来出来物之事』中、「寛永十二年月日江戸夥しく地震せしに」と、寛永十二年の記事がある。

第三に、同じく甫庵著『制寡用大集』の「寛永十二年正月吉日於江戸記之」の記述によって、寛永十二年には甫庵は江戸に赴いていたことがわかる。

以上の点から、寛永七年没説は考え難い。さて、では、寛永十七年没、七十七年の甫庵の生涯において、『信長記』、『太閤記』はいつ、どのように成立したのであるか。

以下、次章で考察してゆく。

## 二 『信長記』の成立

『信長記』初版は、元和八（一六二二）年であると考えられる。甫庵閩歴に関しては既に先学<sup>(8)</sup>に指摘があり、それに若干の補足を加えながら刊行に至るまでの経緯を追ってみる。美濃土岐氏流小瀬氏に生まれた甫庵は、坂井下総守の養子に入った後、池田恒興、豊臣秀次に仕える。文禄四（一五九五）年秀次切腹時には、甫庵三十二歳であった。

この間、「天正年中に此の事始む」（『信長記』「信長記起」）の述懐を信するならば、二十代の青年甫庵は既に『信長記』執筆に取りかかっていた。その直接の契機は太田牛一『信長公記』であろう。甫庵『信長記』は牛一『信長公記』なくしてありえなかった。「朴にして約」・「上世の史」の賛辞を送り、「是を本とし」、漏脱した「公の善」や「功あって洩れぬる人」を「拾ひ求め」て「重撰」したのが『信長記』であると自ら述べる（同書「信長記起」）。慶長十五年の牛一自筆奥書を有する『信長公記』<sup>(10)</sup>も、それ以前から記録され、語られたことと考え合わせると、既に天正年

中、青年甫庵は同書の原型を読み、あるいは、語られるを聞き、自らも執筆を志したことは十分有り得ることであろう。

さらにこの時期、『天正記』<sup>12</sup>と呼ばれる秀吉一代の事記が、大村由己によって次々と記録せられている。後、『太閤記』執筆に際して、甫庵は確実に一群の『天正記』を手元に置いていたことから、成立当初から同書の与える刺激は大きかったにちがいない。一方、この頃の甫庵の儒教的教養の背景を物語る史料は乏しい。しかし、当時、西笑承兌、英甫永雄、玄圃靈三等五山僧文化圏と、由己、幽齋等秀吉文化圏が密接な関わりを持っていたことは、両者の交友記録や秀吉の文化政治政策からも明らかである。<sup>13</sup> 秀次の文学奨励や謡曲注釈作業も五山僧なくしては成り得なかった。牛一もが相国寺西笑承兌に『蒙求』の教えを受けている。<sup>14</sup> 南化玄興に甫庵との交友を示唆する遺稿も見え、秀次侍医たる甫庵と五山僧との交流の場は少なくはなかったであろう。

秀次切腹の翌年、文禄五(一五九六)年十月、三十三歳の甫庵は『補注蒙求』を古活字版で刊行する。そして、立て続けに慶長元年十二月(文禄五年十月改元)『十四経發揮』、翌二年初夏『新編医学正伝』、同年『東垣先生十書』を刊行する。文禄二年の後陽成勅版『古文孝経』から三年、慶長四年の伏見版『孔子家語』に先立つこと三年であった。かかる甫庵の出版事業に秀次庇護下という状況は確かに有利に働いたであろう。朝鮮将来の活字の一部は後陽成天皇に献上され、一部は甫庵の手に帰したとの指摘もある。<sup>15</sup> しかし、先の古活字版刊行が秀次死後のことであった点、また、その後の慶長年間も古活字版を刊行し続けている点、秀次死後、世を憚り改名したと伝えられる一方、「西洞院住甫庵道喜」の名を刊記に記すことを忘れぬ点など、判然としない疑問は残る。甫庵交友圏の一層の解明が必要であろう。例えば、同時期に秀次のもとにあり、以後家康の信任を得て伏見版の中心人物であった元佶三要との関係は興味深いものがある。後日を期したい。

やがて慶長三（一五九八）年の秀吉の死、同五年の関ヶ原の戦を経て、徳川主導体制が揺るぎのないものになった同年十一月、甫庵第三の仕官先である堀尾吉晴は出雲に入封される。『堀尾古記』<sup>16</sup>によると、吉晴は毎年のように数か月にわたって上洛している。とすると、甫庵も京で過ごす時間が多かったのではあるまいか。京都出版文化との繋がりを持ち続けぬ限り、その後の古活字版刊行はあり得ぬことであつたのであろう。慶長九（一六〇四）年、甫庵四十一歳の時、『信長記』刊行の「夢の告げ」を得たという。「憚り軽からぬまゝ、押籠めて多くの年を経」たが、重ねて「正しきさとし」があつたので刊行を決意したともいう（『信長記起』）。

このことは、慶長九年には『信長記』は一応の脱稿を見、刊行計画があつたと解せられまいか。ならば、延期理由は何だったのか。「起」はさらに、

先ず是を世に行うて、偏に人の誹りを受けよ、其の誹りを得ば、誠に巨益なるべしと示さるゝにてあるべし。と記す。つまり、「人の誹り」に対する憚りではなかつたか。これは常套的謙辞であらうか。そうではあるまい。「八物語之起」（元和二年仲春）に、

信長記の誹りは、言の葉の露うるほへるしなもなく、文章の連続もつき／＼しからずとなん云は多けれどとある。『信長記』には、刊行以前に、実際にかんばしからぬ評価があつたのである。

整理して述べると、『信長記』は、元和八年の初刊以前、遅くとも同二年以前には稿本で読まれ、言葉に趣がない、文章の続き具合がおかしいといった誹りが刊行を躊躇させた一因であつたということになる。もちろん、後に『三河物語』が非難した如く、史伝としての事実歪曲を指摘されたことであろう。そして、慶長十六（一六一一）年、<sup>17</sup>

甫庵道喜嘗校修而鑲于板、板成徴二余序一而不レ止。

とあり、既に板木作成に至る具体的な刊行予定であつたらしい。羅山この年二十九歳、慶長十二年に本格的に家康に出仕して以来、駿河にて御書庫管理を掌り、三要とともに、出版等文化事業に深く携わっている。慶長十六年には十月から十二月まで京に滞在<sup>18)</sup>、序文依頼を受けたのは、あるいはこの頃か。後に甫庵自身、羅山を本朝儒学の嚆矢と位置付け、学問教養の啓発浅からぬ対象であつたことが伺える<sup>19)</sup>。しかし、羅山交友関係に甫庵の名が見られぬことは、逆を言えば甫庵の、特に晩年期の儒者としての評価を示唆し得るものであつたかもしれない。『太閤記』中、有為の人物の埋没に対する慨嘆や人材登用の誤りに多々筆が及ぶのも、自己の投影があつたのではないか。

『信長記』に戻れば、羅山序文が用意されながらも、再度の刊行計画はまたしても実現を見なかつた。その事情を語る史料はない。この年六月の庇護者堀尾吉晴の死、あるいは翌十七年五月の三要の死と関係があるやもしれぬ。吉晴の死後、堀尾家は孫の忠晴が跡を継ぐ。甫庵の堀尾家仕官は永統的なものではなく、吉晴への個人的な出仕であつた。この点『小瀬甫庵并坂井就安由緒書』の記述は簡略である。

帯刀殿死去之後暇乞浪人仕京都ニ罷有候

以後、寛永元(一六二四)年、六十一歳で加賀前田家に出仕するまでの十三年間を浪人として過ごすことになる。その間、播州二見の浦滞<sup>20)</sup>在を経て、元和八(一六二二)年三月、甫庵五十九歳にしてやっと『信長記』刊行に至る。浪人して十二年目のことであつた。

以後、『信長記』は数種の古活字版とともに、一方で整版も、甫庵の前田家出仕後、寛永元跋刊、寛永二十一年刊、寛文十二刊と、没後まで繰り返し刊行される。なお、『常山紀談』は、家老横山長知からの聞書をもとに『信長記』『太閤記』両書が刊行された旨記す。『信長記』が元和八年に既に刊行をみていることを理由に、その記事の信憑性は疑われてきたが、そこにいう『信長記』とは整版本を指すのではあるまいか。とすれば、「この書編集の入用式方兩程

入りたる」という『古老茶話』の記述は俄には信じ難いものの、前田家の資金援助は充分あり得ることであろう。

### 三 『太閤記』の成立

一方、現存する『太閤記』諸版には二系統があり、従来区別されることなく初版と考えられていた一群の寛永三跋刊本が、少なくとも三度の改訂を経ていること、管見に入ったかぎり、御茶の水図書館成篁堂文庫甲本が最も早い刊行であることは別に論じたことがある。<sup>21)</sup>

さらに、同版刊行時期については、巻一「或問」中の「寛永之御恩沢」が先述の如く寛永十一年七月から九月の恩典を指し、「今度出来仕候太閤記」を読んだとする加賀藩士笠間儀兵衛の書状が「寛永拾四年壬三月廿六日」の日付であることから、上限を寛永十一年九月、下限を同十四年閏三月の、およそ二年半の間に限定した。甫庵七十一歳から七十四歳の晩年の刊行であったわけである。では、いかなる過程を経て刊行に至ったのか、その後の甫庵の動向と絡めて追ってみたい。

寛永元（一六二四）年、六十一歳の甫庵は加賀前田家に出仕する。当時、羅山の家康出仕以来、各藩で儒者登用が盛んになっていく。そして、その多くは惺窩、羅山門であった。堀杏庵は尾張藩に、那波活所は紀州藩、人見卜幽は水戸藩、そして、加賀藩では、甫庵と同時期に松永尺五が招かれている。各藩の学問担当者が禅僧から儒者へと急速に移行しつつある時期でもあった。

しかし、甫庵の場合はこうした動向と等しく論ずるわけにはいかない。甫庵の加賀藩仕官は、多分に、既に医師として仕えていた嫡子就安の縁故であったからである。<sup>22)</sup> 就安の前田家仕官は慶長十九年、もしくは二十年であった。大

坂の陣で雇分として利常側近く仕え、帰陣後、能州富木、加州野々市、松任の代官に任ぜられたというから、単に一医師ではなかったとみえる。甫庵が頼みとするだけのことはあったのである。甫庵は四代光高に軍学を講じること、二百五十石の禄を食むことになる。ちなみに就安は、甫庵より二年早い寛永十五年に病死している。

ところで、前年元和九(一六二二)年八月には、京都所司代板倉重宗の名のもと、浪人払いの法が施行されている。当時の浪人取締の苛酷さは、『可笑記』や『清水物語』に詳しい。特に大坂の陣以降、多数の浪人が旧豊臣大名に集まる事態に、武家の奉公構い、寄住制限の他、俄僧をも京都追放の例外としなかった。甫庵はそうした事態を見つめることになる。『太閤記』中、堀尾吉晴が浪人召し抱えに積極的だったことを称揚し、全ては家康が為にすることであると屈折した解釈をもする。また自身は、かつて「学者の牢人」は「人に侮れぬ物」との矜持を表明していた(『董蒙先習』)。が、しかし、学問名家の出でもなく、さほど富裕な経済的基盤を持たなかったと思われる甫庵は、為政者(甫庵にとっては豊臣恩顧の大名に他ならない)と結びつくより他ない。それはもちろん甫庵一人のことではなく、『本佐録』が、「今の世の儒者」は「巧言令色して、人をへつらひ、大名をたらし、同朋猿楽遊び者の行跡と一つなる心根にくし」と非難するように、むしろ一般的な状況ではあった。

かくして加賀の地に至った甫庵は、書き蓄めていた太閤秀吉に関する草稿を一代記風にまとめる計画を立て、「豊臣記」と題して、翌寛永二年正月には自序を記す。さらに翌三年正月には朝山意林庵の跋文を貰うが、実はこれは、「八物語」にあてられた旧稿であったと思われる。「此記之八柱以<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>賢為<sub>二</sub>第一<sub>一</sub>」とあるは、「八物語」中の「治世之国柱八本有、能知<sub>レ</sub>賢大早に降雨の如く用ゐなす」と呼応する。本来、『太閤記』巻二十、二十一所収の「八物語」後尾に付すべきを、全三十二巻末に置いたのである。

しかし、遅くとも寛永五年には「豊臣記」から「太閤記」と題を変え、一応の体裁は整っていたと思われる。既に

読者がいたからである。寛永五年二月三日奥書を有する『亀田大隅一代働寛』<sup>25</sup>に、

勝家追腹仕果申候此段具ニ太閤記六卷目ニ有之

と有るによる。かつて柴田勝家に属した亀田大隅守高綱が、父溝口半左衛門の賤ヶ岳の戦での活躍を説明するくだりで、そのことは『太閤記』六卷目に詳しいというのである。亀田自身も同巻中、「今世武名且香しき」と記される。

この賤ヶ岳の戦は、巻五、六合わせて一ストーリーを成すこと、さらに巻六に「寛永四年の春」の記事があることから、両巻執筆は寛永四年春以降、翌五年二月以前であったことがわかる。さらに言えば、この年以前には、既に『太閤記』は相当整った形で、少なくとも巻六までは完成した形で、稿本として亀田等の読者に読まれていたのではないか。『太閤記』に稿本が現存することは知られていない。しかし、亀田がこの時期に読んだ『太閤記』が版本であったとは、次の理由から考えにくいのである。

第一に、巻一「或問」中に寛永十一年の記事（「寛永之御恩沢」）があるからは、刊行はそれ以降である。

第二には、巻一「凡例」中、甫庵年令「齢七十に余る身」とあり、甫庵七十歳は寛永十年、従って刊行はそれ以降である。

この二点から、寛永五年二月には、『太閤記』はまだ刊行されていなかったと考える。以上整理すると、寛永二年から五年頃には、稿本『太閤記』は一応の完成を見、その段階で亀田等の読者に読まれる機会があった。以後加除訂正を繰り返して、寛永十一年九月以後、「凡例」「或問」を新たに加え、刊行に及んだということになる。

ただし、先にあげた二点は、ともに巻一冒頭部の「凡例」「或問」中の記事を証左とする。とすると、「凡例」「或問」がない形で、寛永五年二月以前に初版が刊行されたと考えられなくもない。御茶の水図書館成篁堂文庫甲本<sup>26</sup>は、この点、多くの示唆を与えてくれる。ここで、同本の編集過程を考察する必要がある。

## 四 「太閤記」編集過程

寛永三跋刊本の諸本の刊行順は次の如くである。

(1) お茶の水図書館成篁堂文庫甲本<sup>(27)</sup>

←

(2) 内閣文庫甲本<sup>(28)</sup>

←

(3) 尊経閣文庫本<sup>(29)</sup>

←

(4) 慶應義塾大学図書館本<sup>(30)</sup>

異同の大略は以前に報告した。ここでは、その中で特に編集過程上の問題を示す丁付の異同を考察したい。

まずは、異同の実態を(表一)に示す。

以下、成篁堂文庫甲本の編集態度に焦点を絞って考察する。

巻一では、特に、本文以前の冒頭十一丁分が問題である。尊経閣文庫本で、「豊臣記自序」の丁付「一」を「序」に、「凡例・或問」の「一」〜「八」はそのまま残し、「太閤記巻之綱目」の「二」を「一」に、「太閤記一之目錄」の「三」を「二」に訂正している。その結果、本文は以下順次「三」から終丁「三十二」まで全て入木訂正している。この事実をどう解するべきか。すなわち、成篁堂文庫甲本で「凡例」・「或問」計八丁分が、丁付「一」と「二」を分断す



	全 卷 33 丁 十七	全 卷 46 丁 十六
二十七 二十六 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十五 … 九 七 六 五 四 四	四十 〇 四十二 四十一 四十 四十二	
二十六 二十五 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 八 七 六 五	四十四 四十三	
	四十六 四十五	

	二十八	二十七	
	二十九	二十八	
	三十	二十九	
	三十一	三十	
	三十二	三十一	
	三十三		三十二
	十二	三十三	

(注) 紙面が削られ判読不能箇所は○印とした。

る形で挿入されたのではなからうか。つまり、編纂当初は「凡例」・「或問」はなかったのではないか。「豊臣記自序」から直接「太閤記巻之綱目」以下へと続く予定であったと思われる。つまり、同部分の執筆は遅く、後に補入された結果生じた丁付の不都合であったのである。少なくとも、それを不都合と判断したために、尊経閣文庫本で、訂正されたのである。

さらに、その証左として、この八丁分の匡郭だけが、巻一他丁と比較して極端に天地約十ミリも短い点が指摘できる。つまり、巻一は、「凡例」「或問」がない形で編集され、一旦は版下作成までを終了した。ところが、遅れて「凡例」「或問」を執筆、板木彫刻し、「豊臣記自序」の次に挿入したということになる。

以上のことから、「凡例」「或問」を欠く版本の存在を想定したいところである。しかし、今日のところそのような版本の存在は確認できない。また、「凡例」中に、

同土之人を慰め、後士を善にすゝめんために先板行し(傍線筆者)

とあることから、「凡例」「或問」を欠いた刊行が以前にあったとは考えにくいのである。さらに、このような、編集

過程における原稿補入あるいは差し替え、移動は、以下で述べるように、同版においてはこの一箇所のみの特異なことではないのである。

続いて巻末部分を見る。第二十八丁まで順序通り、次の「二十九」とあるべきが「三十九」となり、以下終丁まで合わせて五丁分の乱れである。「大沢次郎左衛門尉事」及び「信長公不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>諛言<sub>一</sub>事」の二章に跨がっていること、しかも乱れ方に規則性を見出だし難いことから、単純なる不注意とみられる。この点、巻十、十一も同様である。ただし、巻末の乱れである点は偶然ではあるまい。巻十六、十七もそうであるし、後に論ずる柱刻の乱れも巻末にあらわれるからである。

次に、その巻十六を考える。「四十三」とあるべきところを「四十」とし、以下終丁まで四丁分の乱れである。この四丁はちょうど終章「土佐国寄舟之事」にあたる。そして、その前章「遊撃將軍日本再渡之事」も「四十」から始まり「四十二」までの三丁分である。これはどう考えればよいのか。つまり、当初は「遊撃將軍日本再渡之事」の章はなかったと思われる。なのまま終章まで丁付が付された。その後、同章を追加執筆、終章「土佐国寄舟之事」の前に補入した。にもかかわらず、終章の丁付を訂正し忘れたのではないか。

実は、この巻十六は全十章（巻頭目録では九章、本文で一章追加される）が、一巻としてまとまった内容の巻ではない。「太閤記巻之綱目」（巻一）に「十六集」とある如く、秀吉晩年の行実を中心に、各章独立した内容である。従って、各章の配列に気を配った様子が見られない。例えば、八番目に置かれる「醍醐華見之事」などは、章の始めに「大閤記」と記し、巻頭を意識した形跡すらある。さらに、十章中、四章の各丁末に充分な余白を残しながら次章は丁替えを始めて始まっているのである。終章の丁付の乱れと合わせて考えるならば、一巻まとまって稿が成ったのではなく、しかも数度に分けて原稿が版下作成に回されたのではあるまいか。

では、巻十七はどうか。秀次謀反とその死の巻である。第五丁から終丁に及ぶ丁付の乱れであるが、実際にはさほどひどい誤刻ではない。三箇所（第五、十六、二十四丁）の誤刻によって一丁ずつずれた結果、ほぼ全丁に広がってしまったのである。内閣文庫本は、これを丹念に入木訂正したが、「三十三」は見落としていた。

さて、問題は終丁「十二」の唐突さである。巻十六同様、前章終了後、四行分の余白を残しながら丁を替えている。しかも、章立てもない。前章は秀次側室たちの処刑場面、終丁は秀次謀反に加担し流罪になった者たちの簡潔な記録である。この一丁は、当初は本来あるべき位置、つまり第十一丁の次に置かれる予定であったのではないか。第十一丁は「益田少将忠志之事」の章の最終丁である。秀次を関白に任命した秀吉の人材登用の不明さを、「或老人」に仮託して酷評する甫庵の言が第十一丁最終行で終わっている。成稿及び版下段階ではこの後に続く部分であったと思われる。内容的にも、紹巴らが謀反に加担したとは考えられないにも関わらず、これを流罪に処したことへの非難は、第十一丁の延長上にある。

以上のような、補入や移動の形跡は、丁付の乱れのみならず、柱刻にも見出せる。巻七の第二十五丁から終丁である第三十丁までの六丁分の柱刻が「太閤記四」となっている。これはちょうど「北野大茶湯之事」一章分にあたる。巻七は既に天下人となった秀吉栄華の巻、一方巻四は、北陸における前田利家の活躍を描く、秀吉不在の特殊な巻である。同章六丁が巻四の一部であったとはとうてい考えられない。ではなにゆえの誤刻か。巻七中、同章が後に補入されたが故の混乱であったと考える。同巻頭の目録に八章の章題が列記されているが、最後の「北野大茶湯之事」のみが不自然に字高を下げた入木であるからである。

もう一つ、全巻目次たる「太閤記巻之綱目」（巻一）について付言しておく。成篁堂文庫本の「巻之綱目」は本文各巻の内容と一致しない。慶應義塾大学図書館本に至って初めて訂正される。次の（表二）に示す通りである。

(表二) 「太閤記巻之綱目」異同表

御茶の水図書館成實堂文庫甲本	慶應義塾大学図書館本
<p>大閤記巻之綱目</p> <p>一 秀吉公素生</p> <p>二 因州取鳥落城</p> <p>三 備中陣</p> <p>四 信長公御葬礼</p> <p>五 加賀越中合戦</p> <p>六 柴田合戦之上</p> <p>七 柴田合戦之下</p> <p>八 城主定</p> <p>九 九州陣</p> <p>十 尾州陣</p> <p>十一 行幸</p> <p>十二 小田原陣</p> <p>十三 朝鮮陣上</p> <p>十四 同中</p> <p>十五 同下</p> <p>十六 集</p> <p>十七 秀次公最期</p> <p>十八 諸家之伝記</p> <p>十九 山中鹿助伝記</p> <p>二十 八物語上</p> <p>二十一 八物語下</p>	<p>四 加賀越中合戦</p> <p>五 柴田合戦之上</p> <p>六 柴田合戦之下</p> <p>七 所司代付金賦</p> <p>九 尾州陣</p> <p>十 九州陣</p>

慶應義塾大学図書館本で巻四「信長公御葬礼」を削除、巻五「加賀越中合戦」を巻四に移動、以下、「柴田合戦之上」「柴田合戦之下」を巻五、六に繰り上げた。そして、巻七に「所司代付金賦」を新たに入れ、巻九「九州陣」と巻十「尾州陣」を入れ替えた。もちろん、こうした訂正は「巻之綱目」においてだけのことであって、実際の巻の配列には変更はない。この「巻之綱目」と各巻内容の不整合は、同版編集、校正作業が充分ではなかったことを裏付けるものであろう。

以上のことを整理すると、成簀堂文庫甲本の刊行に際しては、大変慌ただしい状況が浮かび上がってくる。一部執筆遅れ、そしてその補入、差替え、移動といった編集作業が、版下作成と平衡して行なわれる。しかも、振り仮名を中心に夥しい誤刻をそのまま残す。不十分な編集と行き届かぬ校正、そして、ついに甫庵は全二十二巻を一時に外観し得ぬまま刊行に至ったのではあるまいか。

その原因の一つには、甫庵の高齢と、加賀という地理的条件も考慮せねばなるまい。近世初頭の出版のほとんどを京都が占めていた状況を考えると、おそらく『太閤記』も例外ではあるまい。とすると、加賀にあって京都書肆と意思の疎通を欠く事態もあつたのではないか。甫庵は早くから出版文化にその名を記し、この時期、出版の意義と効果を最もよく知る一人であつたはずである。事実、「凡例」には謙辞の中にも出版への強い意欲を示している。が、生涯最後の刊行となつた『太閤記』は決して満足のいく出版ではなかつたのではあるまいか。

## 五 『太閤記』の「今世」

こうして刊行された『太閤記』で、甫庵は何を語るのか。

冒頭指摘した如く、『信長記』中、甫庵はほとんど「今世」に触れない。「今世」に対する視点は当面第一義の問題ではない。少なくとも、直接に「今世」政治の是非を問う意識は稀薄である。天正武士たちの、儒教世界における再生に没入するが如くであった。一方『太閤記』では、しばしば執筆中の現在に立ち戻らざるを得ない。そして、両書成立時期は、慶長十六年頃から元和九年頃までのおおよそ十三年間の浪人期以前、以後とほぼ重なり合う。元和八年の刊記を有する『信長記』も慶長十六年以前に大部分脱稿していたと思われ、同書中、「今世」に触れた例外である「信長記起」も、本文と成立時期を同じうせず、元和八年の初刊に際しての巻頭言であったのではなからうか。「所詮今、家国に長たる人」が「家国安かるべきの理」を知らず、万民の痛ましき現状を慮つての上梓であるとする「信長記起」と、以下本文との隔たりがあまりに大きいからである。

では『太閤記』で、「今世」はいかに語られるのか。

山中山城守、大村由己、両者の問答に仮託し、今世の人材登用について次のように言う。

哲人の地位なる人は、大略世の業もつたなく、もの云事もしたどにて、諸人の用ゐもなきものなり。故に牢人に成り易く、有りつきは難きこと多し。(巻一「或問」)

優れた人材は世渡りが下手で、浪人しやすいという。さらに、

諸侯大夫等に久しくつかへ有りと云共、組付などになり、多はかたすみにおしこめられ有物也。或遊客となり、

都に存て世渡るわざをならひ、或田舎に存し朋友の領内にて山海の便りに其日をくらし有とみえたり。(同前)

という。たとえ仕官しても厚遇されず、失業の憂き目をみる。これは、多分に甫庵自身の経歴と一致する。「田舎に存し朋友の領内」に、慶長十八年から数年間を過ごし『八物語』を書いた播州二見の浦を重ね合わせることはできぬであろうか。この種の不遇意識は、痛烈なる「今世」批判と背中合わせである。

雨森がやうなる心中は、今世まれなり。吁くだれる世となりしるかや。(卷十二)

甫庵にとって、自身をも含めた有為の人物を正当に評価せぬ「今世」は、「くだれる世」に他ならない。

また、秀吉治政下、辻切り、追剥ぎ横行し、張付、釜入は日常茶飯、翻って「今世」の平和は行き交う人々皆「互に道をゆずり」合う程であるという。にも関わらず、「諸士の心分毫之利に勞し、粗商夫に似たる事」はどうしたことか(「或問」)。平和の到来と、当世武士気質の墮落と、評価されぬ不満は、やがては世の為政者批判に向けられる。其比之士風は何となふ淡く、清らかに、大どかに有しなり。今世如し此之士有共、一向用ゐぬる君なからんか、又あらんや、吁時なるかな。(卷八)

人材登用に関する君主の不見識は嘆息するのみである。そして言う。

或問、今も篠岡がやうなる志士あらんや。答云、たとひ有共養ひに損益あらむか、吁くだれる世となるあさましさよ。(卷十八)

甫庵にとって、いまや「今世」は「くだれる世」と同義であった。しかし、こうした「今世」批判は徳川治政に直結するわけではなかった。むしろ、用心深く回避されている。秀吉批判の中心は兆民の労苦も顧みず「花麗に身を勞」することであり、その「金配」は、遙か君主たる道の対極の愚拳であった。しかし、翻って、家光の金配は、「下方民のうるほひ」となる恩沢であると言う。果たして、両者にいかばかりの本質的な差異があったか。また、『太閤記』

中、若年時の家康に対しても尊称を忘れない。「今世」批判はすれども、徳川は批判せず。ついに甫庵は『徳川記』を書くことはない。甫庵にとつての「今世」をはかる尺度は、一主君と補佐役、一主君と有為の士との関係にとどまる。中国古典世界の理想郷を、その理想的な心の在りようを、自らもともに生きた天正戦乱武士たちに形象化しようとする。豊臣、徳川両家の権力交代を体験し、その徳川治政下、自らは生涯一つの主君を定めず、その死とともに常に豊臣恩顧の大名たちを渡り歩いた甫庵である。だからこそ、『太閤記』は成立し得たのであるうし、享受されもしたのである。『太閤記』と題しながら秀吉不在の巻々の多さがそれを物語る。もちろん、浪人期の有無一つをとつて『信長記』『太閤記』両書の執筆態度の相違に帰そうというのではない。ただ、甫庵最晩年の書が、その生涯を照射し得るものであり、従来言われる以上に両書を隔てる距離は大きいと言つてよいのではあるまいか。

## 〔注〕

- (1) 「江戸初期における史論の一形式について―甫庵本『信長記』を主として―」(『史学雑誌』第三十八編第八号、昭2・6)
- (2) 小林健三氏注(1)論文、関儀一郎・関義直両氏共編『近世漢学者伝記著作大事典』(井上書店、昭41・5刊)等。
- (3) 田中義成氏「甫庵信長記考」(『史学界雑誌』第五号、明23・4)、桑田忠親氏『太閤記の研究』(徳間書店、昭40・12刊)等。尚、『日本古典文学大辞典』は寛永七年没説をも付記する。
- (4) 金沢市立図書館加越能文庫蔵「名家由緒伝」所収。
- (5) 同巻七「加州医師坂井順元」の項。
- (6) 慶應義塾大学図書館蔵本による。
- (7) 尊経閣文庫蔵本による。
- (8) 「于時元和八壬戌曆三月吉辰」の刊記による。(国立国会図書館蔵本)
- (9) 松田修氏『新版 日本近世文学の成立』(法政大学出版局、昭47・8)第二章「信長記論」後注(4)(5)、桑田忠親氏注(3)

- 前掲書。
- (10) 岡山大学池田文庫蔵本。
- (11) 『義演准后日記』慶長三年三月十七日条「信長公以来至当代記録書之、少々は暗唱の躰也」。
- (12) 『播磨別所記』(天正八年一月)、『惟任謀反記』(同十年十月)、『柴田合戦記』(同十一年十一月)、『紀州御発向記』(同十三年)、『関白任官記』(同十三年八月)、『四国御発向并北国御動座記』(同十三年十月)、『聚楽行幸記』(同十六年五月)、『小田原御陣』(同十六年)が現存。その他『金賦之記』、『大政所御煩平癒之記』、『若君御誕生之記』、『西国征伐記』の書名が残る。
- (13) 小高敏郎氏『近世初期文壇の研究』(明治書院、昭39・11刊) 参照。
- (14) 『日用集』天正十七年十一月二十二日条。
- (15) 川瀬一馬氏『増補 古活字版之研究』(A・B・A・J、昭42・12刊)。
- (16) 『新修島根県史料編2』所収。
- (17) 『羅山先生文集』卷四十九所収「信長記序」による。
- (18) 『羅山先生年譜』による。
- (19) 『永祿以来出来物之事』に「儒学はやり宋朝元朝二朝之儒者制作之書籍等之説：委林氏道春先生時々語也」(慶應義塾大学図書館蔵本)とある。
- (20) 慶長十八年頃から元和二年頃にかけてのこと。尚、甫庵著『老の慰』(尊経閣文庫蔵)によれば、甫庵は慶長九年にも同地に至っている。松田修氏に「清和源氏土岐流の小瀬氏は播磨にも居住しており、甫庵が一時播磨に流寓した」と関係があると思われる(注(9)前掲書)との指摘もあり、甫庵と同地との関係は看過できぬものがある。
- (21) 拙稿「甫庵『太閤記』諸版の成立―正保三年版補入考―」(『国語と国文学』第六十八巻第一号、平3・1)
- (22) 『白石紳書』巻七に「其世の就安は坂井と名のりて賀州の医師となりて仕へたり。甫庵年老て後、子の仕へしによりて禄給り加州へ来りて」とある。
- (23) 『燕台風雅』巻七では慶長十九年、「小瀬甫庵并坂井就安由緒書」では同二十年とする。
- (24) 「小瀬甫庵并坂井就安由緒書」、『垂相公御夜話集』による。
- (25) 東京大学史料編纂所蔵。桑田氏注(3)前掲書で既に指摘。

- (26) 注(21) 拙稿参照。同文庫所蔵の三本の寛永三跋刊本のうち藍色表紙の一本。全冊後補覆表紙。所蔵記号なし。便宜的に甲本とする。
- (27) 他に、京都府立総合資料館蔵本(所蔵記号特9432)が同版と認められる。
- (28) 他に、お茶の水図書館成篁堂文庫乙本(栗皮表紙、所蔵記号なし。便宜的に乙本とする)が同版と認められる。
- (29) 所蔵記号46813。
- (30) 所蔵記号21217122。他に、内閣文庫乙本(所蔵記号16823、但し巻八、九は正保三年版もしくは万治四年版)、お茶の水図書館成篁堂文庫丙本(藍色表紙、所蔵記号なし。便宜的に丙本とする)、東京大学史料編纂所蔵本(所蔵記号082911)、早稲田大学図書館蔵本(所蔵記号512431)が同版と認められる。

末尾ながら、本稿をなすにあたり資料の閲覧を許可された各図書館に深謝申し上げます。